

令和7年第1回阿波市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和7年3月21日

招集場所 阿波市議会議場

出席議員（20名）

1番 黒川理佳	2番 檜原浩二
3番 野口加代子	4番 竹内政幸
5番 原田健資	6番 武澤豪
7番 北上正弘	8番 後藤修
9番 坂東重夫	10番 藤本功男
11番 笠井安之	12番 中野厚志
13番 笠井一司	14番 檜原伸
15番 松村幸治	16番 吉田稔
17番 木村松雄	18番 阿部雅志
19番 原田定信	20番 三浦三一

欠席議員（なし）

会議録署名議員

18番 阿部雅志	19番 原田定信
----------	----------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

市長 町田寿人	副市長 安丸学
政策監 正木孝一	教育長 高田稔
理事 坂東孝一	市民部長 森友邦明
健康福祉部長 稲井誠司	産業経済部長 森克彦
建設部長 高田敬二	水道部長 吉岡宏
教育部長 小松隆	危機管理局長 笠井和芳
企画総務部次長 大倉洋二	市民部次長 古川秀樹
健康福祉部次長 笠井孝彦	産業経済部次長 岡本正和
建設部次長 大石憲司	教育部次長 三宅剛
教育部次長 酒巻達也	吉野支所長 鈴田直城
土成支所長 妹尾光雄	阿波支所長 大塚清
農業委員会事務局長 住友勝次	監査事務局長 坂東明

水道部次長 吉 成 永 吾
財 政 課 長 藤 井 信 良

会 計 管 理 者 清 田 美 恵 子

職務のため出席したものの職氏名

議会事務局長 相 原 繁 喜

事務局議事総務課長 松 永 祐 子

事務局議事総務課係長 大 塚 久 史

議事日程

日程第 1 議案第 2 号 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 1 0 号）について

日程第 2 議案第 3 号 令和 6 年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）について

日程第 3 議案第 4 号 令和 6 年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

日程第 4 議案第 5 号 令和 7 年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 6 号 令和 7 年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 7 号 令和 7 年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 8 号 令和 7 年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 8 議案第 9 号 令和 7 年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 9 議案第 1 0 号 令和 7 年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第 1 0 議案第 1 1 号 令和 7 年度阿波市水道事業会計予算について

日程第 1 1 議案第 1 2 号 令和 7 年度阿波市農業集落排水事業会計予算について

日程第 1 2 議案第 1 3 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 1 3 議案第 1 4 号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第 1 4 議案第 1 5 号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第 1 5 議案第 1 6 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第 1 6 議案第 1 7 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第 1 7 議案第 1 8 号 阿波市ふるさと応援基金条例の一部改正について

- 日程第 18 議案第 19 号 阿波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 20 号 阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 21 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 22 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 23 号 阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 24 号 阿波市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 25 号 阿波市教育集会所条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 26 号 阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 27 号 第 3 次阿波市総合計画基本構想について
- 日程第 27 議案第 28 号 中央広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中央広域環境施設組合規約の変更について
- 日程第 28 議案第 29 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 29 議案第 30 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 30 議案第 31 号 阿波市道路線の廃止について
- (日程第 1 ～日程第 30 委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第 31 議案第 32 号 令和 6 年度阿波市一般会計補正予算 (第 11 号) について
- 日程第 32 議案第 33 号 令和 7 年度阿波市一般会計補正予算 (第 1 号) について
- 日程第 33 議案第 34 号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
- 日程第 34 議案第 35 号 市長等の給与条例の一部改正について
- 日程第 35 議案第 36 号 動産の取得について (学習者用コンピュータ)

日程第 3 6 議案第 3 7 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 3 7 議案第 3 8 号 損害賠償の額を定めることについて

日程第 3 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 4 0 発委第 1 号 阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する
条例について

追加日程第 1 副議長辞職の件について

追加日程第 2 副議長選挙について

追加日程第 3 徳島中央広域連合議会の議員選出について

日程第 4 1 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時00分 開議

○議長（笠井安之君） 現在の出席議員は20名で定足数に達しており、議会は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりです。

これより本日の日程に入ります。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 1 議案第 2号 令和6年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について

日程第 2 議案第 3号 令和6年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

日程第 3 議案第 4号 令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について

日程第 4 議案第 5号 令和7年度阿波市一般会計予算について

日程第 5 議案第 6号 令和7年度阿波市御所財産区特別会計予算について

日程第 6 議案第 7号 令和7年度阿波市国民健康保険特別会計予算について

日程第 7 議案第 8号 令和7年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について

日程第 8 議案第 9号 令和7年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について

日程第 9 議案第10号 令和7年度阿波市介護保険特別会計予算について

日程第10 議案第11号 令和7年度阿波市水道事業会計予算について

日程第11 議案第12号 令和7年度阿波市農業集落排水事業会計予算について

日程第12 議案第13号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第13 議案第14号 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第14 議案第15号 阿波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

- 日程第 15 議案第 16 号 阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 日程第 16 議案第 17 号 阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第 17 議案第 18 号 阿波市ふるさと応援基金条例の一部改正について
- 日程第 18 議案第 19 号 阿波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について
- 日程第 19 議案第 20 号 阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
- 日程第 20 議案第 21 号 阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第 21 議案第 22 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 日程第 22 議案第 23 号 阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第 23 議案第 24 号 阿波市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について
- 日程第 24 議案第 25 号 阿波市教育集会所条例の一部改正について
- 日程第 25 議案第 26 号 阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について
- 日程第 26 議案第 27 号 第 3 次阿波市総合計画基本構想について
- 日程第 27 議案第 28 号 中央広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中央広域環境施設組合同規約の変更について
- 日程第 28 議案第 29 号 阿波市道路線の認定について
- 日程第 29 議案第 30 号 阿波市道路線の変更について
- 日程第 30 議案第 31 号 阿波市道路線の廃止について

○議長（笠井安之君） 日程第 1、議案第 2 号令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）についてから日程第 30、議案第 31 号阿波市道路線の廃止についてまでの計 30

件を一括議題といたします。

以上の案件につきましては、各常任委員会に付託してありますので、各委員長の報告を求めます。

まず初めに、総務常任委員会委員長の報告を求めます。

総務常任委員会委員長坂東重夫君。

○総務常任委員長（坂東重夫君） おはようございます。

それでは、総務常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

本委員会は、去る３月１２日、委員７名が出席して会議を開き、付託されました議案第２号令和６年度阿波市一般会計補正予算（第１０号）について所管部分、議案第３号令和６年度阿波市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について、議案第５号令和７年度阿波市一般会計予算について所管部分、議案第６号令和７年度阿波市御所財産区特別会計予算について、議案第７号令和７年度阿波市国民健康保険特別会計予算について、議案第８号令和７年度阿波市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第９号令和７年度阿波市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について、議案第１３号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第１４号情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第１５号阿波市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第１６号阿波市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第１７号阿波市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、議案第１８号阿波市ふるさと応援基金条例の一部改正について、議案第１９号阿波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、議案第２７号第３次阿波市総合計画基本構想についての市長提出議案１５件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第５号令和７年度阿波市一般会計予算について所管部分で、企画総務部関係について、委員から、令和７年度当初予算にＤＸ化の予算が組まれていないようだが、市としてＤＸ化を推進していかないのかとの質疑がありました。理事者からは、デジタル化推進プ

プロジェクトチームを立ち上げており、業務のデジタル化について総合的に検討しているとの答弁がありました。

委員から、木造住宅耐震化支援費の事業内容について質疑がありました。理事者からは、令和7年度は耐震改修補助金13戸、建替え・住替え支援事業7戸、耐震シェルター設置支援事業2戸で計上している。今年度の実績見込みは、耐震改修補助金11戸、建替え・住替え支援事業5戸である。また、耐震シェルターは1部屋のみの耐震化であるため、家全体の耐震改修より費用を抑えることができるとの答弁がありました。

市民部関係では、委員から、支所の在り方について質疑がありました。理事者からは、支所の在り方についてプロジェクトチームを立ち上げ、協議を行っている。職員の任用形態や勤務形態、また業務の見直し等の適正化に努めているとの答弁がありました。

議案第19号阿波市財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部改正について、理事者から、遊休財産の利活用を図るため、市有財産を短期無償で貸付けを行い利用の可能性を検討する制度——トライアル・サウンディング——を実施することから、条例の一部を改正するとの説明がありました。

以上、総務常任委員会の審査結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで総務常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、文教厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員会委員長吉田稔君。

○文教厚生常任委員長（吉田 稔君） 文教厚生常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月13日、委員7名が出席して会議を開き、付託されました議案第2号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についての所管部分、議案第4号令和6年度阿波市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、議案第5号令和7年度阿波市一般会計予算についての所管部分、議案第10号令和7年度阿波市介護保険特別会計予算について、議案第20号阿波市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正につい

て、議案第21号阿波市放課後児童クラブ設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第22号地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第23号阿波市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第24号阿波市学校給食の実施及び学校給食費等の管理に関する条例の制定について、議案第25号阿波市教育集会所条例の一部改正について、議案第28号中央広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中央広域環境施設組合規約の変更についての市長提出議案11件について、詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第2号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第10号）についての所管部分に関して、健康福祉部関係では、委員から、予防接種委託料2,100万円減額の詳細について質疑がありました。理事者からは、65歳以上の高齢者等を対象に定期接種として新型コロナワクチン接種を実施しているが、接種者数が想定以上に少なかったため減額する。接種者を当初4,000人を想定し予算計上していたが、接種実績は1,061名、65歳以上の高齢者等対象者は1万3,452人、接種率は7.9%、1人当たりの委託単価1万5,840円、うち自己負担額は4,000円であると答弁がありました。

議案第5号令和7年度阿波市一般会計予算についての所管部分に関して、健康福祉部関係では、委員から、民生費国庫補助金、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金はどういった用途に使われているか質疑がありました。理事者からは、主な事業として、多重債務により計画的に返済ができない等家計が苦しい方に対して長期的な家計の安定を目指せるよう家計相談員が悩みに応じる家計改善支援事業、経済的理由や家庭の事情等により学習の機会が損なわれないよう無料の学習支援教室の開催を行う学習支援事業、自立相談機関の相談を受けた方で直ちに一般就労が困難な方に対して状況に応じた就労準備プログラムを作成し、就労に向けた基礎能力の形成支援や就労体験機会の提供を行う就労準備支援事業を行っており、社会福祉協議会に委託していると答弁がありました。

教育委員会関係では、委員から、教育ICT環境整備事業費2億1,679万7,000円の内容について質疑がありました。理事者からは、主なものとして、公立学校情報機器整備事業に1億3,777万5,000円を計上している。令和2年度に導入した1人

1 台端末OS、WINDOWS 10のサポート期限が迫っているため、また端末故障の増加やバッテリーの経年劣化も進んでいるため、GIGAスクール構想第2期として国庫補助事業を活用して当該端末の更新を行う。また、学習用ソフトウェア整備事業として7,632万2,000円を計上している。これは、1人1台端末の更新に合わせて学習者用ソフトウェアを更新し、児童・生徒の個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るものであると答弁がありました。

市民部関係では、委員から、新規事業のごみ減量化活動支援補助金40万円の内容について質疑がありました。理事者からは、阿波市全域におけるごみ減量化意識の高揚を図ることを目的に家庭から排出されるごみの減量に自発的に取り組む団体に補助金を交付する。1団体20万円まで、30人以上の市民で構成された団体を想定、対象としている。講師への謝金や会場使用料、チラシ作成や印刷代等に充当していただくように考えていると答弁がありました。

以上、文教厚生常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで文教厚生常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

次に、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員会委員長樫原伸君。

○産業建設常任委員長（樫原 伸君） 産業建設常任委員会の審査結果と経過についてご報告申し上げます。

当委員会は、去る3月17日、委員6名が出席して会議を開き、付託されました議案第2号令和6年度阿波市一般会計補正予算（第10号）について所管部分、議案第5号令和7年度阿波市一般会計予算について所管部分、議案第11号令和7年度阿波市水道事業会計予算について、議案第12号令和7年度阿波市農業集落排水事業会計予算について、議案第26号阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正について、議案第29号阿波市道路線の認定について、議案第30号阿波市道路線の変更について、議案第31号阿波市道路

線の廃止についての市長提出議案 8 件について、理事者から詳細な説明を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、付託された議案は全て原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の過程でありました質疑の内容の主なものについて、簡単にご報告申し上げます。

議案第 2 号令和 6 年度阿波市一般会計補正予算（第 10 号）について所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、鳥獣対策事業費のうち、報償金及び鳥獣被害防止総合対策補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、報償金は捕獲した鳥獣に対し、頭数に応じて市費を財源とし、支払っている。報償金とは別に、鳥獣捕獲活動経費として全額国費を財源とし、市の捕獲対策協議会で受けている鳥獣被害防止総合対策補助金がある。今回、この補助金について国の予算が不足していることから、市費で補填を行うため補正予算として計上しているとの答弁がありました。

また、委員から、報償金の内訳について質疑がありました。理事者からは、報償金は鳥獣ごとに 1 頭当たりの捕獲単価が決まっており、イノシシ、鹿が 1 万円、猿が 2 万円、カラスが 500 円である。令和 6 年度は 1,066 万円となる見込みであるとの答弁がありました。

次に、議案第 5 号令和 7 年度阿波市一般会計予算について所管部分に関して、産業経済部関係では、委員から、有機 JAS 認証取得支援補助金の詳細について質疑がありました。理事者からは、新規に認証を取得する場合、上限を 5 万円とし、4 人分 20 万円、認証を更新する場合、上限を 2 万 5,000 円とし、2 人分 5 万円、計 25 万円を予算として計上しているとの答弁がありました。

建設部関係では、委員から、（仮称）阿波スマートインター周辺の 4 車線化工事の進捗について質疑がありました。理事者からは、4 車線化工事については、（仮称）阿波スマートインター周辺工事と同時に進められており、区間ごとに業者を選定し、準備工事にかかっている状態であると NEXCO 西日本から伺っているとの答弁がありました。

議案第 11 号令和 7 年度阿波市水道事業会計予算についてに関して、委員から、老朽管布設替事業に 1 億 8,150 万円の予算が組まれているが、距離にするとどの程度の長さになるのか。また、県外では陥没事故等が発生しているが、阿波市の老朽管の点検はどうしているのかと質疑がありました。理事者からは、老朽管布設替事業の延長については、約 1.8 キロメートルとなる。陥没等については、老朽管布設替工事は年次的に行ってお

り、阿波市内の水道管は最大で直径３００ミリメートルのため大規模な陥没は発生しないと答弁がありました。

以上、産業建設常任委員会の審査の結果と経過の報告とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 報告が終わりました。

ただいまから委員長報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員会委員長の報告に対する質疑を終結します。

以上で各常任委員会委員長の報告を終わります。

これより討論に入ります。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第２号令和６年度阿波市一般会計補正予算（第１０号）についてから議案第１２号令和７年度阿波市農業集落排水事業会計予算についてまでの計１１件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第２号から議案第１２号までの１１件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第１３号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから議案第２６号阿波市布設工事監督者が監督業務を行う水道の布設工事、布設工事監督者の資格及び水道技術管理者の資格を定める条例の一部改正についてまでの計１４件を一括して採決いたします。

各委員長の報告は可決です。

各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第１３号から議案第２６号までの１４件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２７号第３次阿波市総合計画基本構想についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第２７号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２８号中央広域環境施設組合を組織する地方公共団体の数の減少及び中央広域環境施設組合同規約の変更についてを採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第２８号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第２９号阿波市道路線の認定についてから議案第３１号阿波市道路線の廃止についてまでの計３件を一括して採決いたします。

委員長の報告は可決です。

委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第２９号から議案第３１号の計３件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第３１ 議案第３２号 令和６年度阿波市一般会計補正予算（第１１号）について

日程第３２ 議案第３３号 令和７年度阿波市一般会計補正予算（第１号）について

日程第３３ 議案第３４号 阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

日程第３４ 議案第３５号 市長等の給与条例の一部改正について

日程第３５ 議案第３６号 動産の取得について（学習者用コンピュータ）

日程第３６ 議案第３７号 損害賠償の額を定めることについて

日程第３７ 議案第３８号 損害賠償の額を定めることについて

○議長（笠井安之君） 次に、日程第３１、議案第３２号令和６年度阿波市一般会計補正予算（第１１号）についてから日程第３７、議案第３８号損害賠償の額を定めることについてまでの計７件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案しております予算案件２件、条例案件２件、その他案件３件の計７件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

最初に、議案第３２号令和６年度阿波市一般会計補正予算（第１１号）につきましては、追加補正予算額１２０万円でございます。内容といたしましては、国の人事院勧告を踏まえた人件費を計上しております。

次に、議案第３３号令和７年度阿波市一般会計補正予算（第１号）につきましては、追加補正予算額４億８９０万円でございます。主な事業内容といたしましては、住民記録システム等を国のガバメントクラウドに移行する経費を計上しております。

次に、議案第３４号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正及び議案第３５号市長等の給与条例の一部改正につきましては、人事院勧告を踏まえ、条例の一部改正を行うものでございます。

次に、議案第３６号動産の取得について（学習者用コンピューター）の購入契約を締結するため、地方自治法第９６条第１項第８号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第３７号及び議案第３８号損害賠償の額を定めることにつきましては、住民記録システム等の移行に際し、現在使用しているリース契約を解約、変更する必要があり、その損害賠償の額について、地方自治法第９６条第１項第１３号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案について提案理由の説明を申し上げましたが、議案内容の詳細につきましては、この後、理事等から説明をさせていただきますので、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

次に、提出されております議案について補足説明を求めます。

坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、本日追加提案をさせていただきます議案第３２号から議案第３５号までの予算案件２件、条例案件２件について一括して補足説明をさせていただきます。

初めに、議案第３２号令和６年度阿波市一般会計補正予算（第１１号）について。

令和６年度阿波市の一般会計補正予算（第１１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１２０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２１８億９，６８０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和７年３月２１日提出、阿波市長。

この補正予算（第１１号）につきましては、国の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い予算計上するものでございます。

それでは、２ページ、３ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正で説明をさせていただきます。

歳入歳出ともに補正額の合計は１２０万円、補正後の歳入歳出予算の金額は２１８億９，６８０万円でございます。

以上、議案第３２号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第３３号令和７年度阿波市一般会計補正予算（第１号）について補足説明をさせていただきます。

令和７年度阿波市の一般会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

第１条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億８９０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２０３億５，９９０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第１表歳入歳出予算補正による。

令和７年３月２１日提出、阿波市長。

この補正予算（第１１号）につきましては、国の人事院勧告を踏まえた補正に加え、国の地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、共同利用型自治体クラウドの運用から国が整備したガバメントクラウドによる自治体標準システムへ移行する事業を予算計上するものでございます。

それでは、歳入歳出予算の主なものについて説明をさせていただきます。

初めに、歳入予算といたしまして、１０ページ、１１ページをお願いいたします。

１５款２項国庫補助金３億４，７４１万５，０００円につきましては、デジタル基盤改革支援補助金でございます。

次に、１９款１項基金繰入金６，１４８万５，０００円につきましては、財政調整基金を繰り入れるものでございます。

次に、歳出予算について説明をさせていただきます。

１２ページ、１３ページをお願いいたします。

２款１項総務管理費３億９，５７９万８，０００円及び２款３項戸籍住民基本台帳費１，２１７万１，０００円につきましては、主に住民記録システム等を国が構築したガバメントクラウドに移行する事業でございます。

以上、議案第３３号についての補足説明とさせていただきます。

次に、議案第３４号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について。

阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年３月２１日提出、阿波市長。

令和６年８月の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の改定で年間支給月数を０．１０月引き上げ、３．３５月分を３．４５月分とするものです。

施行日は公布の日で、改定については令和６年１２月１日から適用し、令和７年度以降の期末手当につきましては、令和７年４月１日施行でございます。

次に、議案第３５号市長等の給与条例の一部改正について。

市長等の給与条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和７年３月２１日提出、阿波市長。

令和６年８月の人事院勧告を踏まえ、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、期末手当の改定で年間支給月数を０．１０月引き上げ、３．３５月分を３．４５月分とするものです。

施行日は公布の日で、改定については令和6年12月1日から適用し、令和7年度以降の期末手当につきましては、令和7年4月1日施行でございます。

以上、議案第32号から議案第35号までの補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 小松教育部長。

○教育部長（小松 隆君） 議案第36号について補足説明をさせていただきます。

議案第36号動産の取得について。

学習者用コンピュータの購入については、次のとおり売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び阿波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月21日提出、阿波市長。

取得する動産につきましては、学習者用コンピュータ2,505台でございます。取得の方法は随意契約、取得価格は1億3,226万4,000円、取得の相手方は徳島市東吉野町1丁目10-1、四国通建株式会社徳島支店支店長荻田将宏でございます。

本動産の取得に関しましては、3月7日に開札を行い、3月11日に仮契約を締結しております。

以上、議案第36号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（笠井安之君） 坂東理事。

○理事（坂東孝一君） それでは、議案第37号損害賠償の額を定めることについて補足説明をさせていただきます。

基幹系システム等一式賃貸借契約の解約による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月21日提出、阿波市長。

この議案につきましては、共同利用型自治体クラウドの運用から国が整備したガバメントクラウドによる自治体標準システムへ移行するため基幹系システム等一式賃貸借契約の解約が必要となり、相手方に損害が発生することから、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

相手方は、香川県高松市中央町5番31号、株式会社日立システムズ四国支社支社長広

岡辰也及び東京都千代田区丸の内1丁目5番1号、三菱HCキャピタル株式会社執行役員安栄香純、損害賠償の額は金4,034万8,000円でございます。

以上、議案第37号の補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 森友市民部長。

○市民部長（森友邦明君） 続きまして、議案第38号損害賠償の額を定めることについて補足説明をさせていただきます。

戸籍情報システム賃貸借契約の変更による損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求める。

令和7年3月21日提出、阿波市長。

この議案につきましては、戸籍管理サーバーの運用から国が整備したガバメントクラウドによる自治体標準システムへ移行するため戸籍管理サーバー機器等賃貸借契約の変更が必要となり、相手方に損害が発生することから、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

相手方は、徳島県徳島市金沢2丁目3番60号、リコージャパン株式会社デジタルサービス営業本部徳島支社徳島営業部部長渡辺和幸及び香川県高松市東ハゼ町9番地7、リコーリース株式会社四国支店支店長新見和彦、損害賠償の額は458万1,830円でございます。

以上、議案第38号についての補足説明とさせていただきます。ご審議の上、ご賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（笠井安之君） 補足説明が終わりました。

これより議案第32号から議案第38号について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで議案第32号から議案第38号に対する質疑を終結いたします。

議案第32号から議案第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第32号から議案第38号

は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第３２号令和６年度阿波市一般会計補正予算（第１１号）について及び議案第３３号令和７年度阿波市一般会計補正予算（第１号）についての計２件を一括して採決します。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第３２号及び議案第３３号の計２件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３４号阿波市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について及び議案第３５号市長等の給与条例の一部改正についての計２件を一括して採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第３４号及び議案第３５号の計２件は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３６号動産の取得について（学習者用コンピュータ）を採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第３６号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第３７号損害賠償の額を定めることについて及び議案第３８号損害賠償の額を定めることについての計２件を一括して採決いたします。

本件を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議案第３７号及び議案第３８号

の計 2 件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第 3 8 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第 3 9 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（笠井安之君） 次に、日程第 3 8、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて及び日程第 3 9、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての計 2 件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 本日追加提案しております人事案件 2 件につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、諮問第 1 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。

令和 7 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任として、次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、阿波市土成町郡 6 2 4 番地、氏名は三原保光、生年月日は昭和 2 9 年 3 月 1 1 日生まれでございます。

任期は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までの 3 か年となります。

三原氏は、温厚誠実な人柄で地域住民からの信望も厚く、人権擁護委員として適格者であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

次に、諮問第 2 号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、令和 7 年 6 月 3 0 日をもって任期が満了する人権擁護委員の後任として、次の者を推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

住所につきましては、阿波市土成町吉田字中小路 1 2 番地 1、氏名は安丸正美、生年月日は昭和 3 9 年 3 月 2 日生まれでございます。

任期は、令和 7 年 7 月 1 日から令和 1 0 年 6 月 3 0 日までの 3 か年となります。

安丸氏は、人格見識高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があるため、人権擁護委員として適格者であると考えますので、議会のご意見をいただきますようよろ

しくお願い申し上げます。

以上、提案理由の説明を申し上げましたが、十分ご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） 市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで諮問第1号及び諮問第2号に対する質疑を終結します。

諮問第1号及び諮問第2号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第1号及び諮問第2号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認め、よって、諮問第1号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

次に、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを原案のとおり適任として答申いたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、諮問第2号は原案のとおり適任として答申することに決定いたしました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

日程第４０ 発委第１号 阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（笠井安之君） 日程第４０、発委第１号阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長木村松雄君。

○議会運営委員長（木村松雄君） それでは、発委第１号阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明をいたします。

刑法等の一部を改正する法律の施行により懲役及び禁錮が廃止され、これに代えて拘禁刑が創設されます。また、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律が改正され、同法第２条に新たに第８項が新設されたことにより、項ずれが生じます。

これらの法律の改正に伴い、阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部の改正を行います。議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

以上でございます。

○議長（笠井安之君） 説明が終わりました。

これより発委第１号阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についての質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 質疑なしと認めます。

これで発委第１号に対する質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

発委第１号阿波市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長の武澤豪君から副議長の辞職願が提出されております。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、副議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、武澤豪君の退席を求めます。

（6番 武澤 豪君 退席 午前10時55分）

~~~~~

#### 追加日程第1 副議長辞職の件について

○議長（笠井安之君） 追加日程第1、副議長辞職の件についてを議題といたします。

まず、その辞職願を朗読させます。

相原事務局長。

○議会事務局長（相原繁喜君） それでは、朗読いたします。

辞職願。このたび一身上の都合により副議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

令和7年3月21日。阿波市議会議長殿。阿波市議会副議長武澤豪。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

武澤豪君の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、武澤豪君の副議長の辞職を許可

することに決定いたしました。

武澤豪君、お入りください。

(6番 武澤 豪君 入場 午前10時56分)

○議長（笠井安之君） 武澤豪君、副議長の辞職を許可することに決定いたしました。

ただいま副議長を辞職されました武澤豪君からご挨拶があります。

○6番（武澤 豪君） 副議長退任に際し、一言ご挨拶申し上げます。

昨年の3月議会におきまして全会一致でご選任をいただき、1年間副議長として議長の補佐をはじめ、議会の運営、他の市町村との意見交換など、微力ではありますが私の力を全うしてまいりました。議員の皆様、市長をはじめとした職員の皆様、そして叱咤激励をいただきました市民の皆様には心より感謝申し上げます。

さて、阿波市政の運営は、少子・高齢化に伴う税収の減少などを中心に非常に多難な時期が来ております。しかし、来年度には、阿波市制20周年となる記念式典やスマートインターチェンジの開通のめど、また大型スーパーの誘致など、非常に明るい材料も多くあります。今後も明るい阿波市へと導ける一員である阿波市議会議員として活動を引き続き議員の皆様や職員の皆様、そして市民の皆様のお力添えをいただきながら歩みを進めてまいる所存です。皆様、今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

また、最後になりますが、本年度末をもって退職される方々、誠にお疲れさまでした。今後も阿波市職員として培ってこられた経験を市政発展にお力添えいただきますようよろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、副議長退任の挨拶とさせていただきます。1年間お世話になりました。（拍手）

~~~~~

追加日程第2 副議長選挙について

○議長（笠井安之君） ただいま副議長が欠員となりました。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、追加日程第2、副議長選挙についてを日程に追加し、議題といたします。

選挙の方法についてお諮りいたします。

選挙は指名推選にいたしますか、それとも単記無記名投票とすることにいたしますか。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 指名推選でお願いします。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法についてはどのようにいたしましょうか。

藤本功男君。

○10番（藤本功男君） 北上正弘議員を副議長に指名いたします。

○議長（笠井安之君） お諮りいたします。

ただいま藤本功男君が指名いたしました北上正弘君を阿波市議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、ただいま指名されました北上正弘君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました北上正弘君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定による告知をいたします。

当選されました北上正弘君の発言を許可いたします。

北上正弘君。

○7番（北上正弘君） ただいま副議長の推薦をしていただき、大任を拝命いたしました北上正弘でございます。阿波市のさらなる発展と市民の皆様の暮らしをよりよいものとするため、議長を補佐し、議会の皆様と力を合わせ、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいります。

今年は阿波市が誕生して20周年を迎える記念すべき年でございます。同時にこれからの20年を決定づける大事な1年だとも思っております。これからも市民の皆様の声を真

摯に受け止め、信頼される市政の実現に向け全力を尽くしてまいります。どうか皆様の変
わらぬご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、挨拶に代えさせていただきます。
本日は大変ありがとうございました。（拍手）

○議長（笠井安之君） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 02 分 休憩

午前 11 時 18 分 再開

○議長（笠井安之君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、報告いたします。

先ほどの副議長選挙に伴い、議会改革特別委員会委員及び新ごみ処理施設建設推進調査
特別委員会委員北上正弘君の辞任願が提出され、議長において許可されました。議会改革
特別委員会委員及び新ごみ処理施設建設推進調査特別委員会委員が欠けましたので、委員
会条例第 8 条第 1 項の規定により、議長において議会改革特別委員会委員及び新ごみ処理
施設建設推進調査特別委員会委員に武澤豪君を選任いたしましたのでご報告いたします。

なお、早速議会改革特別委員会が開催され、議会改革特別委員会副委員長に阿部雅志君
が互選されましたのでご報告いたします。

次に、徳島中央広域連合議会の議員の辞職について報告いたします。

3 月 21 日付で、徳島中央広域連合議会議員の武澤豪君から辞職願が組合議会議長に提
出され、許可されております。

それに伴い、後任者の選任依頼が届いております。

お諮りいたします。

議員選出について日程を追加し、追加日程第 3、徳島中央広域連合議会の議員選出につ
いて直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたします。

~~~~~

### 追加日程第 3 徳島中央広域連合議会の議員選出について

○議長（笠井安之君） 追加日程第 3、徳島中央広域連合議会の議員選出についてを議題  
といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により指名推選といたした

いが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選といたします。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにいたしたいが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

直ちに指名いたします。

徳島中央広域連合議会の議員は、副議長の北上正弘君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました副議長の北上正弘君を当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、副議長の北上正弘君が徳島中央広域連合議会議員に当選をいたしました。

なお、当選されました北上正弘君が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第41 常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（笠井安之君） 次に、日程第41、常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

お手元に配付いたしました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（笠井安之君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、閉

会中の継続調査とすることに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

閉会に当たり、市長からご挨拶がございます。

町田市長。

○市長（町田寿人君） 令和7年第1回阿波市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

初めに、このたび副議長を勇退されました前武澤副議長におかれましては、1年間副議長として議会運営はもとより市行政に対しまして格段のご理解、ご協力を賜りましたことに心より厚くお礼を申し上げます。今後、ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

そして、先ほど副議長に北上正弘議員がご就任されたことに対しまして心からお祝いを申し上げ、市政運営への変わらぬご協力をお願い申し上げますとともに、今後のご活躍をご期待申し上げます。

次に、何点か報告をさせていただきます。

最初に、今月9日、県内外から総勢653名のランナーにご参加いただき、阿波シティマラソンを開催いたしました。大会には、ゲストランナーとして大阪国際女子マラソンで活躍された川内理江さんをはじめ、地元大塚製薬や富士通に加え、今年は新たにつるぎ高等学校の陸上競技部の選手の皆様をお招きし、大会を盛り上げていただきました。

会場では、名物たらいうどんをご賞味いただくとともに、本市の特産品の試食コーナーを設けるなど、ランナーの皆様をおもてなしいたしました。また、ハーフマラソンやチャレンジマラソンの入賞者には阿波市特産認証品の詰め合わせセットを贈呈するなど、本市の魅力もPRさせていただきました。来年は市制20周年記念大会として阿波シティマラソンを開催する予定で、今後におきましてもたくさんの感謝と感動をお伝えできるよう、魅力ある大会の開催に向けて努力をまいります。

次に、かねてより建設を進めておりました一条放課後児童クラブが完成する運びとなり、今月5日、現地におきまして落成式を執り行い、25日から運用を開始することとなりました。この施設の完成により、市内全ての放課後児童クラブが専用施設での運営となり、児童がより安全で快適に過ごすことができる環境が整えられたと考えております。引き続き、子育てするなら阿波市の実現に向け、子育て世帯への経済的な負担の軽減をはじめ、多様な子育て支援サービスの提供に努めてまいります。

次に、本市は、来月1日に市制20周年を迎え、4月26日には現在準備を進めており

ます市制20周年記念式典を執り行うことといたしております。式典では、本市の発展に尽力された方々に対し表彰を行いたいと考えており、式典終了後には、テレビ、ラジオ等でご活躍の元衆議院議員杉村太蔵氏をお迎えし、地域づくりなどについての講演会を開催いたします。

また、市制20周年という節目の機会に、市民の皆様の本市への愛着度を高めるとともに、本市の魅力や特性を市内外に広く発信し、認知度や好感度の向上を図るとともに、年間を通して様々な記念事業を実施してまいります。

さて、今議会は、先月25日に開会以来、本日まで25日間にわたりまして令和7年度の当初予算案件をはじめ、多くの重要な議案審議をお諮りした定例会でありました。議員各位には、提出いたしました各議案につきまして全て原案どおりご賛同をいただき、誠にありがとうございました。本定例会におきまして賜りましたご意見、ご提言につきましては、十分に検討を行い、今後の市政運営に反映してまいりたいと考えております。

春の訪れを感じさせる季節となりましたが、議員各位におかれましては、健康には十分ご留意され、引き続き市政発展のため格別のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

○議長（笠井安之君） これで本日の会議を閉じます。

令和7年第1回阿波市議会定例会を閉会いたします。

午前11時28分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員